

舞鶴市役所本庁舎売店使用事業者募集要項

1. 売店施設の概要

- (1)場所・・・舞鶴市役所本庁舎 附属棟1階(別図参照)
- (2)施設面積・・・18.27㎡
- (3)施設使用料・・・年額178,890円以上
(最低使用料)
- (4)営業時間・・・原則、開庁日の午前8時00分から午後6時00の間
- (5)参考・・・本庁職員数 約600人
売店利用者数 約100人／日

2. 業務内容

舞鶴市役所庁舎内における、売店の経営。

詳細は、別紙「舞鶴市役所本庁舎売店経営仕様書」によります。

3. 応募資格

- (1)次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。
 - ①成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
 - ②舞鶴市内に店舗を有していること。又は舞鶴市民で市外に店舗を有していること。
 - ③営業に関して必要な許認可等を受けているか又は営業開始日までに確実に受ける見込みであること。
 - ④市町村税を滞納している者でないこと。
 - ⑤消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
 - ⑥舞鶴市暴力団排除条例(平成24年条例第23号)第2条第3号に掲げる暴力団員等又は同条第4号に掲げる暴力団密接関係者と認められるものでないこと。
 - ⑦舞鶴市の行政処分(不利益処分)を受けてから2年を経過しない者でないこと。
 - ⑧地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する欠格事項に該当していないこと。
 - ⑨舞鶴市入札参加停止に関する要綱に基づく、舞鶴市の入札参加停止措置期間中でないこと。
 - ⑩禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。
 - ⑪公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者でないこと。
 - ⑫未成年でないこと。

(2) 次の要件に該当した場合は、失格となります。

- ①提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ②本要項に違反又は著しく逸脱した場合。
- ③受付期間内に提出書類が提出されなかった場合。
- ④その他不正行為があった場合。

4. 公募条件等

(1) 施設使用形態

事業者は、舞鶴市職員共済組合(以下「共済組合」という。)から、施設使用許可を受け、売店施設を使用することとします。

(2) 使用許可期間

使用許可期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。ただし、令和9年4月1日以降継続して使用する場合は、公募条件を変更しない場合に限る、当初許可期間終了後から3年を限度に更新することができます。(※市の施設利用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。)

更新する場合は、許可期間終了の1か月前までに、共済組合へ施設使用許可申請書を提出してください。

更新しない場合は、許可期間終了の6か月前までに、書面にて意思表示をしてください。

(3) 必要経費の負担

売店の営業に必要な経費の負担内容は、別紙「舞鶴市役所本庁舎売店経営仕様書」のとおりとします。

(4) 事業者の選定方法

本要項「3. 応募資格」に定める内容をすべて満たす事業者のうち、共済組合が設定する最低使用料以上で、最高の価格をもって有効な価格提案を行った者を選定します。

5. 施設使用料

本要項「1. 売店施設の概要」に記載の最低使用料以上で価格提案のあった最高の価格をもって使用料とします。

6. 質疑

本要項及び仕様書に関する質問については、次のとおり提出してください。

(1) 受付期間

令和7年12月8日(月)～12月22日(月)

(2)提出方法

別紙指定様式「質問書」に記入のうえ、令和7年12月22日(月)正午までに、持参、郵送、ファクスにて、舞鶴市職員共済組合事務局(人事課内)へ提出してください。電話(口頭)による質問は受け付けません。

(3)回答

令和7年12月24日(水)午後5時までに、ファクスにて行います。

7. 応募申込手続き

(1)申込受付期間

令和7年12月8日(月)～令和8年1月15日(木)

午前8時30分～午後5時15分

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始は除きます。

※1月13日(火)以降に持参の場合の受付は、午前9時00分～午後4時30分となります。

(2)募集要項等配布場所

舞鶴市職員共済組合事務局(人事課 市役所本館3階)

舞鶴市ホームページからダウンロードすることもできます。

(3)申込受付場所

舞鶴市職員共済組合事務局(人事課内)

(4)申し込みに必要な書類

①舞鶴市役所本庁舎売店使用事業者申込書(様式1)

②事業経歴書(様式2)

③市町村税の滞納のない旨の証明書(写し可)

(提出日前3か月以内に市町村の窓口で発行されたもの)

④消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可)

(提出日前3か月以内に税務署で発行されたもの)

(5)提出方法

受付期間内に、申し込みに必要な書類を、受付場所へ持参するか郵送してください。持参の場合は令和8年1月15日(木)午後4時30分、郵送の場合は令和8年1月15日(木)午後5時15分必着とします。

(6)辞退について

申し込み後、辞退される場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

(7)その他

書類提出後の内容変更は、原則として認めません。

8. 価格提案書の提出及び開札

(1) 価格提案書の提出日

令和8年1月22日(木) **配達日指定郵便**

(2) 提出先

舞鶴市職員共済組合事務局(人事課内)

(3) 提出書類

価格提案書(様式3)

(4) 開札日時

令和8年1月23日(金) 午前10時30分から

舞鶴市役所 別館4階 412会議室

応募者の立会いも可能です。

(5) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当する価格提案書は無効とします。

- ① 最低使用料を下回る価格によるもの
- ② 応募参加資格がない者が価格提案したもの
- ③ 指定の提出日に到着しなかったもの
- ④ 応募資格者の記名押印がないもの
- ⑤ 価格の前に「¥」、「金」又は押印による「留め印」の記載のないもの
- ⑥ 価格が訂正されているもの
- ⑦ 応募価格、応募資格者の氏名が識別し難いもの

(6) 事業者の決定方法

使用予定事業者の決定は、本要項「1. 売店施設の概要」に記載の最低使用料以上で、最高の価格をもって有効な価格提案を行った者としてします。

最高となるべき同額の価格提案をした者が2人以上あるときは、価格審査事務に関係のない職員が、応募資格者にかわってくじを引き、事業者を決定します。

(7) 開札結果の通知

令和8年1月23日(金) 午後5時までに、応募者全員に、ファクスで開札結果(事業者名及び決定金額)を通知します。

9. 使用予定事業者に決定後の手続き

使用予定事業者に決定した者には、決定後すみやかに、事業計画書及び施設使用許可申請書を提出していただきます。

10. 使用予定事業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、使用予定事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに、使用許可の手続きに応じなかった場合。
- (2) 使用予定事業者が、応募者の資格を失った場合。

11. その他

- (1) 応募申込に関する一切の費用は、応募申込者の負担となります。
- (2) 提出された書類は、返却いたしません。
- (3) 提出された書類は、審査の用途以外に、応募者に無断で使用しないものとします。
- (4) 使用予定事業者に決定した事業者は別途、舞鶴市契約課へ「舞鶴市物品・役務の供給等入札参加資格申請手続き」を行ってください。
申請締切日 令和8年2月15日(日) 消印有効

12. 申し込み・問い合わせ先

舞鶴市職員共済組合事務局(舞鶴市役所 人事課内)
〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸1044番地
電 話・・・0773-66-1066(直通)
ファクス・・・0773-62-5099